

京都市障害者休日・夜間緊急対応支援事業

(各機関共通マニュアル)

令和5年5月

京都市保健福祉局
障害保健福祉推進室

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1 事業の概要 | 2 |
| 1 事業の目的 | 2 |
| 2 事業の形態 | 3 |
| 第2 休日・夜間緊急対応支援事業の詳細 | 3 |
| 1 利用対象者要件 | 3 |
| 2 介護者の要件等 | 5 |
| 3 介護の内容 | 6 |
| 4 申請から支給決定、請求まで | 7 |
| 5 休日・夜間緊急対応支援事業の流れ | 9 |
| 第3 具体的な事務の内容 | 10 |
| 1 区役所（支所）保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課 | 10 |
| 2 サービス提供事業者 | 12 |

様式

- 京都市障害者休日・夜間緊急対応支援事業支給申請書（第1号様式）
- 京都市障害者休日・夜間緊急対応支援事業 支給決定・利用者負担額決定等通知書
（第2号様式）
- 京都市障害者休日・夜間緊急対応支援事業費 請求書（第3号様式）
- 京都市障害者休日・夜間緊急対応支援事業費 明細書（第4号様式）
- 京都市障害者休日・夜間緊急対応支援事業 サービス提供実績記録票（第5号様式）
- 利用者負担上限額管理結果票（京都市様式）

こちらのマニュアル及び様式（エクセルデータ）は京都市ホームページ「京都市情報館」に掲載しています。

【資料の掲載場所】※掲載場所が変わる場合もあります

京都市情報館トップページ → 健康・福祉・教育 → 障害者福祉

→ 障害福祉サービス等事業者向けの情報 → 通知・様式・マニュアル等

→ 様式・マニュアル（このページに掲載）

第1 事業の概要

1 事業の目的

地域における障害のある市民の生活支援を図るため、区役所・支所閉庁時間帯に生じた、介護者の急病や本人の障害特性に起因する緊急事態において、直ちにヘルパーや短期入所等の既存のサービスの利用が困難な場合に、障害者本人や家族の申し出により普段からかかわりのある相談員や支援員が本人に対し重度訪問介護に相当する介護を提供することで、様々な支援を切れ目なく提供する体制を整備することを目的とします。

事業のイメージ

区役所・支所閉庁時間帯に緊急事態が発生！！

例えば・・・

- ・ 家族の急病等で本人を介護するものがいなくなった
- ・ 行動障害のある本人が不調になり自宅で過ごすことが難しくなった

緊急事態の発生

障害福祉サービス等の調整をしたが・・・

ホームヘルパーや短期入所の調整ができなかった

普段利用している障害福祉サービス事業所の職員等が介護を行う

場合によっては、無報酬のボランティアでの対応がされていた

京都市障害者休日・夜間緊急対応支援事業では・・・

ヘルパー資格の有無に関わらず、障害福祉サービス事業所の職員が本人を介護したことに對し、重度訪問介護に相当する報酬を支払います。

(メリット)

- ・ ヘルパー資格を問わないので、緊急時に対応できる人が増える。
- ・ 障害福祉サービス事業所は介護を行う者の調整がしやすくなる。

障害のある方の緊急時の支援を柔軟に行うための事業です。

2 事業の形態

本事業は、支給決定されたサービス提供に要した費用（利用者負担額を除く。）について、報酬として給付費（扶助費）を支払う事業であり、介護給付費や京都市地域生活支援事業の福祉サービスと類似するものになります。（ただし、緊急時のための事業であり、利用者等とサービス提供事業者が利用契約を締結する仕組みは設けていません。）

第2 休日・夜間緊急対応支援事業の詳細

1 利用対象者要件（以下のいずれにも該当すること）

- (1) 利用対象者が、日ごろ、京都市内で在宅生活を営んでいること

ポイント

グループホーム入居者や障害者施設、療養介護等の施設に入所している者及び病院に入院中の者は事業の対象外です。

- (2) 以下のいずれかのサービスの、有効な支給決定を受けていること（支給決定期間内の者）

| | |
|-------------|---|
| 障害福祉サービス | 居宅介護、重度訪問介護 行動援護、同行援護 重度障害者等包括支援 生活介護、短期入所、自立訓練 就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援 自立生活援助、共同生活援助（体験利用） |
| 地域相談支援 | 地域移行支援、地域定着支援 |
| 障害児通所支援 | 児童発達支援、医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 |
| 京都市移動支援事業 | 移動支援 |
| 京都市地域生活支援事業 | 日中一時支援、訪問入浴サービス 地域活動支援センター（デイサービス） |

- (3) 区役所（支所）閉庁時間帯に生じた、介護を行う者の急病や本人の障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に、直ちに他のサービス等による介護を受けることができない者

ポイント①

「緊急の事態」が、区役所（支所）の閉庁時間帯に生じたものが対象になります。「緊急の事態」が、区役所（支所）の閉庁時間帯に生じた場合は、支給決定や支給変更の相談も含め区役所（支所）に相談してください。

区役所（支所）閉庁時間帯とは…

平日：午前 8 時 30 分まで、午後 5 時 15 分から

土日祝日、年末年始：終日

ポイント②

「緊急の事態」で想定されるものは以下のとおりです。

| 想定されるもの | 具体的事例 |
|--------------------------|--|
| 介護者の急病等 | <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故にあった ・救急搬送された ・突然入院しなければならなくなった 等 |
| 介護者が他の家族の急病等に対応することによるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・家族が搬送されたので介護者が付き添わなければならない ・葬祭に行かなければならない 等 <p>（いずれも、障害のある本人を同行することが困難なもの）</p> |
| 本人の障害特性に起因して生じたもの | <ul style="list-style-type: none"> ・パニックを起こし、自宅で対応ができない ・外出先から帰宅できなくなった ・外出中に行方がわからなくなり、自宅以外の場所で保護された 等 |

以下の理由で介護を欠く場合は、「緊急の事態」とはなりません。

- ・仕事
- ・予定されている通院や入院
- ・予定されている行事への参加 等

※予定されていなくても、予定の変更自体が可能なものについては緊急の事態とはなりません。

ポイント③

使えるサービス等が他にあれば、そちらが優先されます。休日・夜間緊急対応支援事業より優先されるサービスは以下のとおりです。

| | |
|--|--|
| 障害福祉サービス | 居宅介護、重度訪問介護 行動援護、同行援護 重度障害者等包括支援 生活介護、短期入所、自立訓練 就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援 自立生活援助 |
| 地域相談支援 | 地域移行支援、地域定着支援 |
| 障害児通所支援 | 児童発達支援、医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 |
| 京都市移動支援事業 | 移動支援 |
| 京都市地域生活支援事業 | 日中一時支援、訪問入浴サービス 地域活動支援センター（デイサービス） |
| 京都市重度障害者緊急時介護人派遣事業 | |
| 介護保険の規定による介護給付、予防給付、市町村特別給付及び地域支援事業（第1号事業に限る。） | |

2 介護者の要件等（以下のいずれにも該当すること）

ポイント

休日・夜間緊急対応支援事業で支援を行うには、事業者と介護者の組合せに要件があります。

(1) 介護を提供できる事業者（サービス提供事業者）

- ア. 指定障害福祉サービス事業者（障害福祉サービスを提供する事業者）
- イ. 指定一般相談支援事業者（地域相談支援を提供する事業者）
- ウ. 指定特定相談支援事業者（計画相談支援を提供する事業者）
- エ. 指定障害児通所支援事業者（障害児通所支援を提供する事業者）
- オ. 指定障害児相談支援事業者（障害児相談支援を提供する事業者）
- カ. 京都市移動支援事業の指定事業所（京都市移動支援事業を提供する事業者）
- キ. 京都市地域生活支援事業の指定事業所（京都市地域生活支援事業を提供する事業者）

(2) 介護を提供できる者

次のいずれかに該当している方が、休日・夜間緊急対応支援事業で介護を行うことができます。(ただし、介護者が利用者の3親等内の親族の場合は対象外です。)

| | 介護を提供できる者の要件 | 事業所の要件 |
|---|---|---|
| ① | 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護を提供できる資格を有している者(ヘルパーの有資格者) | ア～キ(P5)のいずれかの事業者に所属していること |
| ② | 利用者に直接介護を提供できる者(ヘルパー資格は問わない) | ア～キ(P5)のいずれかの事業者(ただし、利用者が <u>利用実績のある事業者に限る</u>)に所属していること |
| ③ | 相談支援専門員 | 利用者と <u>契約をしている指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者</u> に所属していること |

3 介護の内容

(1) 介護の内容

休日・夜間緊急対応支援事業で提供される介護は、重度訪問介護と同様の内容です。

ポイント

重度訪問介護で提供される介護は、以下の内容です。

- *身体介護(入浴、排せつ、食事、着替えの介助など)
- *家事援助(調理、洗濯、掃除、生活必需品の買い物など)
- *移動介護(外出時における移動の支援や移動中の介護)
- *その他、必要な見守り等

(2) 介護の提供場所

原則、利用者の自宅又は事業所の空きスペースを提供場所とします。

ポイント

利用者の自宅以外の場所で支援を提供する場合は、その場所が、利用者が一時的に滞在するのに適切な場所かどうかに留意してください。

(適切な場所とは…)

- *必要な広さがあり、衛生的に保たれているか
 - *必要な設備や備品等が備えられているか
- 等

(3) 支給決定期間

緊急の事態が生じた時点から、区役所（支所）の次の開庁日の閉庁時間までの、必要な期間とします。

ポイント

休日・夜間緊急対応支援は、既存のサービスを利用できない場合に緊急・臨時的に利用できる制度です。利用開始後は、速やかに既存のサービス等の利用につなげる支援を同時に進めてください。

(4) 支給量

30分を最小単位とし、緊急の事態に対応するに要した時間とします。

ポイント

「緊急の事態に対応するに要した時間」を確認するために、提供する事業者は、実際に支援を行った内容を「京都市障害者休日・夜間緊急対応支援事業サービス提供実績記録票（第5号様式）」に記録します。

4 申請から支給決定、請求まで

(1) 申請方法

緊急の事態が生じ、休日・夜間緊急対応支援事業を利用した方は、速やかにお住いの区役所（支所）保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課へ相談し、利用が適切であれば「京都市障害者休日・夜間緊急対応支援事業支給申請書（第1号様式）」を提出します。

ポイント

「速やかに」とは、次の開庁日の午前中に相談されることを想定しています。

(2) 支給決定

区役所（支所）は、申請内容を確認し、支給決定（又は不支給決定）を行い、申請者に対し「京都市障害者休日・夜間緊急対応支援事業支給決定・利用者負担額決定等通知書（第2号様式）」により、結果を通知します。併せて、決定通知書の写しを障害保健福祉推進室へ提出します。

(3) 請求

休日・夜間緊急対応支援事業の報酬の支払いは、障害福祉サービス等同様に、代理受領で介護を行ったサービス提供事業者を支払われます。

ア. 請求者

サービス提供事業者が請求を行います。

イ. 報酬算定

重度訪問介護Ⅲと同様の単位となります。

なお、加算については利用者負担上限管理加算（150単位）のみ算定可能です。

（参考）

令和5年4月1日時点の重度訪問介護Ⅲの一部報酬単価

（京都市内事業所による日中のサービス提供の場合）

| 提供時間 | 合計報酬単価 | 円換算等 |
|--------|--------|--------|
| 0. 5時間 | 93単位 | 985円 |
| 1. 0時間 | 185単位 | 1,961円 |
| 1. 5時間 | 275単位 | 2,915円 |
| 2. 0時間 | 367単位 | 3,890円 |
| 2. 5時間 | 458単位 | 4,854円 |
| 3. 0時間 | 550単位 | 5,830円 |
| 3. 5時間 | 640単位 | 6,784円 |
| 4. 0時間 | 732単位 | 7,759円 |
| 4. 5時間 | 817単位 | 8,660円 |
| 5. 0時間 | 902単位 | 9,561円 |

注 「20分以上40分未満」の支援をした場合に、請求を行うことが可能となるよう、本事業独自で「93単位」と設定しています。なお、提供した時間数による単位数の変動はありません。

注 重度訪問介護の報酬は、1日に複数回サービス提供をする場合に、1日の所要時間を通算して算定することとされています。

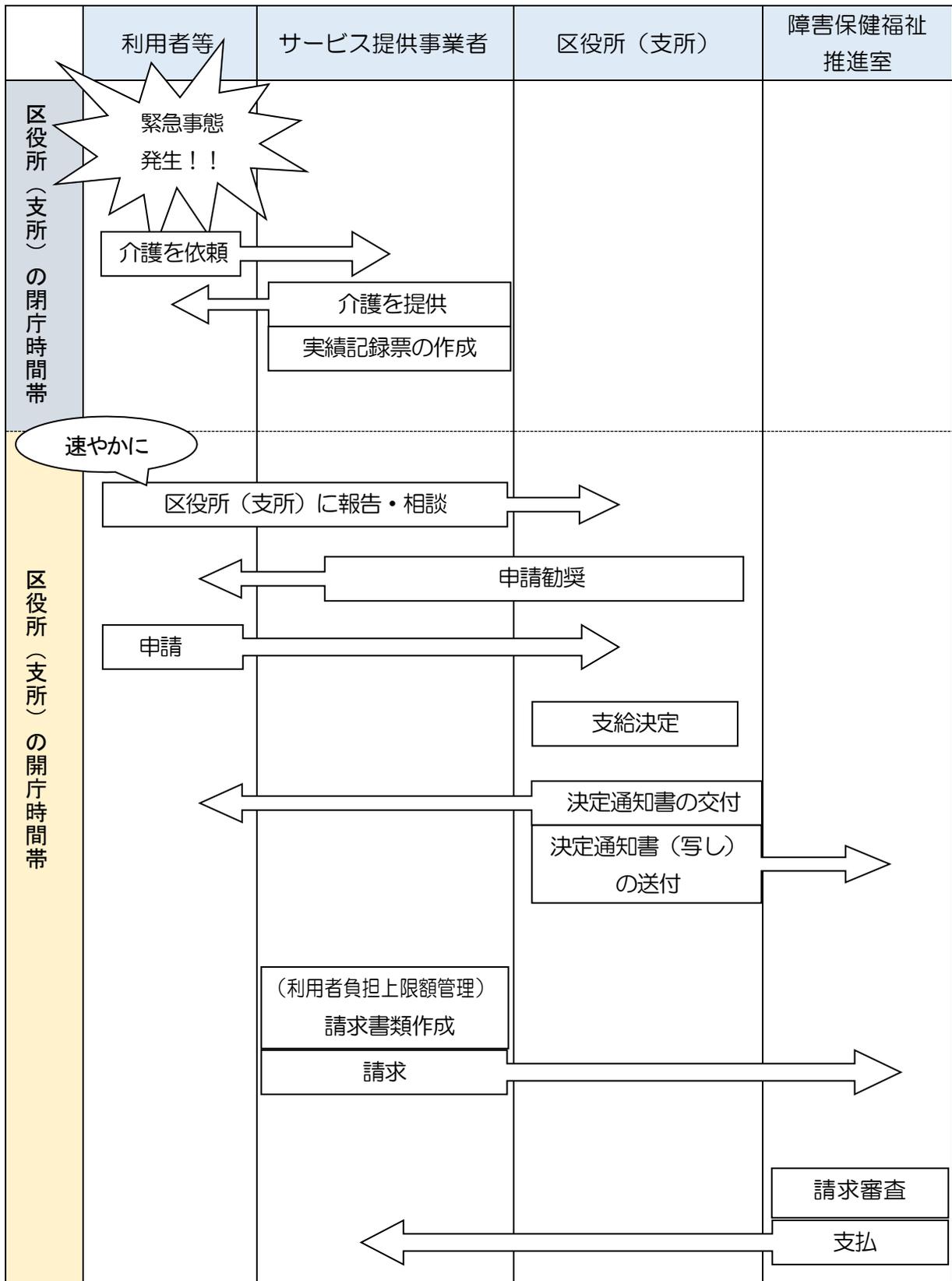
注 サービスを提供した日の属する月時点の重度訪問介護Ⅲ（加算なし）と同様の報酬単価を用い、報酬算定することとしています。

ウ. 請求方法

サービス提供事業者は、以下の書類を障害保健福祉推進室へ提出します。

- ① 京都市障害者休日・夜間緊急対応支援事業費請求書（第3号様式）
- ② 京都市障害者休日・夜間緊急対応支援事業費明細書（第4号様式）
- ③ 京都市障害者休日・夜間緊急対応支援事業サービス提供実績記録表（第5号様式）の写し
- ④ 利用者負担上限額管理結果票（京都市様式）（利用者負担上限額管理者のみ）

5 休日・夜間緊急対応支援事業の流れ



※休日・夜間緊急対応支援は、既存のサービスを利用できない場合に緊急・臨時的に利用できる制度です。利用開始後は、速やかに既存のサービス等の利用につなげる支援を同時に進めてください。

第3 具体的な事務の内容

1 区役所（支所）保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課

(1) 休日・夜間緊急対応支援事業の利用の相談

利用者又はサービス提供事業者から、休日・夜間緊急対応支援事業の利用について相談があった場合は、利用者が対象者要件に当てはまっているか、実際に提供された介護の内容を聞き取り、既存の障害福祉サービス等で対応できないものかどうか等を確認します。

ポイント①

利用者が対象者要件に当てはまっていますか？

要件の確認については、「第2 休日・夜間緊急対応支援事業の詳細 1 利用対象者要件」で確認してください。

ポイント②

障害福祉サービス等の支給決定や支給量変更で対応できないものですか？

既存の障害福祉サービス等の適用ができる場合は、そちらが優先されます。優先されるサービスについては、「第2 休日・夜間緊急対応支援事業の詳細 1 利用対象者要件」で確認してください。

ポイント③

介護者の要件は満たされていますか？

介護を行った者が「第2 休日・夜間緊急対応支援事業の詳細 2 介護者の要件等」に該当するかを確認してください。

注意！！

すべての要件が満たされないと支給の対象となりません。

(3) 休日・夜間緊急対応支援事業の申請の受理

休日・夜間緊急対応支援事業の利用が適切なものについては、申請勧奨をし、利用者等から「京都市障害者休日・夜間緊急対応支援事業支給申請書（第1号様式）」を受理します。

(4) 休日・夜間緊急対応支援事業の支給決定

休日・夜間緊急対応支援事業の利用が適切なものについては、申請内容に基づき、支給決定を行い、利用者に対し「京都市障害者休日・夜間緊急対応支援事業 支給決定・利用者負担額決定通知書（第2号様式）」を通知します。また、決定通知書の写しを障害保健福祉推進室に提出します。

ポイント

決定通知書の作成について

- 公印は京都市長印です。
- 各項目に記載する内容は、以下のとおりです。

| 項目 | 内容 |
|-------------|--|
| 受給者番号 | 障害福祉サービス等の受給者番号と同じ |
| 支給決定者氏名 | 障害者、又は障害児の保護者の氏名 |
| 利用児童氏名 | 障害児の氏名 |
| 支給決定期間 | 緊急事態の発生した日時から対応を終了した日時まで。（最長、次の区役所（支所）開庁日の閉庁時間まで） |
| 利用者負担上限月額 | 地域生活支援事業等の認定と同じ |
| 利用者負担上限額管理者 | 利用者負担上限月額が発生する者で、サービス提供事業者が複数ある場合は、いずれかの事業者を管理者にする必要があります。（どの事業者にするかは利用者等に要確認） |
| 利用場所 | 複数ある場合は、複数記載 |
| サービス提供事業者 | 複数ある場合は、複数記載 |
| 特記事項 | 2人介護可の場合は、こちらに記載 |

2 サービス提供事業者

(1) 休日・夜間緊急対応支援事業の提供とその記録

区役所（支所）閉庁時間帯に、利用者又は家族等から、緊急の事態の対応の要請があり、休日・夜間緊急対応支援事業で介護を行った場合は、「京都市障害者休日・夜間緊急対応支援事業サービス提供実績記録票（第5号様式）」に記録を行います。

ポイント①

区役所（支所）閉庁時間帯とは…

平日：午前8時30分まで、午後5時15分から

土日祝日、年末年始：終日

上記以外の時間（開庁時間帯）に緊急事態が生じた場合は、支給決定や支給変更の相談も含め区役所（支所）に相談してください。

開庁時間帯の緊急事態については、休日・夜間緊急対応支援事業の対象外です。

ポイント②

利用者が「第2 休日・夜間緊急対応支援事業の詳細 1 利用対象者要件」に該当するか確認してください。要件に該当しない場合は支給の対象となりません。

ポイント③

介護を行った者が「第2 休日・夜間緊急対応支援事業の詳細 2 介護者の要件等」に該当するかを確認してください。要件に該当しない場合は、支給の対象となりません。

(2) 区役所（支所）への相談

休日・夜間緊急対応支援事業を利用した場合は、次の開庁日に速やかに区役所（支所）に利用の相談をしてください。区役所（支所）で、利用者の対象者要件や実際に提供された介護の内容を聞き取り、既存の障害福祉サービス等で対応が難しいものについて休日・夜間緊急対応支援事業の申請勧奨を行います。

(3) 決定通知書の確認

相談の結果、区役所（支所）が休日・夜間緊急対応支援事業の利用が適切なものについては、申請内容に基づき、支給決定を行い、利用者に対し「京都市障害者休日・夜間緊急対応支援事業 支給決定・利用者負担額決定通知書（第2号様式）」を通知します。

支給決定期間や利用者負担上限月額が記載されているので、必ず内容を確認してください。

ポイント

決定通知書の各項目に記載されている内容は、以下のとおりです。

| 項目 | 内容 |
|-------------|--|
| 受給者番号 | 障害福祉サービス等の受給者番号と同じ |
| 支給決定者氏名 | 障害者、又は障害児の保護者の氏名 |
| 利用児童氏名 | 障害児の氏名 |
| 支給決定期間 | 緊急事態の発生した日時から対応を終了した日時まで |
| 利用者負担上限月額 | こちらが 0 円でない者は、利用者負担上限額管理が必要になります。 |
| 利用者負担上限額管理者 | こちらに記載される事業者に、上限額管理結果前の利用者負担額を連絡する必要があります。 |
| 利用場所 | 複数ある場合は、複数記載 |
| サービス提供事業者 | 複数ある場合は、複数記載 |
| 特記事項 | 2 人介護可の場合は、こちらに記載されます。 |

(5) 利用者負担上限額管理

利用者負担額の計算方法は、障害福祉サービス等に準じ、総費用額の 1 割（小数点以下切り捨て）が利用者負担額となり、利用者の世帯の収入状況等により、それぞれ利用者負担上限月額が認定されます。

利用者負担が生じる利用者に複数のサービス提供事業者がサービス提供を行った場合は、決定通知書に基づき利用者負担上限額管理者が上限管理を行います。なお、上限管理の範囲は、休日・夜間緊急対応支援事業のみで行われます。

ポイント

利用者負担上限額管理の方法（障害福祉サービス等と同じ）

- ① 休日・夜間緊急対応支援事業のサービス提供事業者は、利用者負担上限額管理者に上限額管理結果前の利用者負担額を連絡します。
- ② その連絡に基づき、上限額管理者が「利用者負担上限額管理結果票（京都市様式）」を作成し、利用者に確認をしてもらいます。
- ③ 上限管理者はサービス提供事業者に対し、「利用者負担上限額管理結果票（京都市様式）」の写しを送付します。
- ④ サービス提供事業者は「利用者負担上限額管理結果票（京都市様式）」の内容に基づき、利用者負担の請求を行います。上限管理者は「利用者負担上限額管理結果票（京都市様式）」の写しを障害保健福祉推進室に提出します。

(6) 休日・夜間緊急対応支援事業費の請求

サービス提供事業者は、「京都市障害者休日・夜間緊急対応支援事業サービス提供実績記録票（第5号様式）」に基づき、重度訪問介護Ⅲの単位と算定方法を適用し、「京都市障害者休日・夜間緊急対応支援事業費明細書（第4号様式）」を作成します。

また、上限管理を行ったサービス提供事業者は利用者負担上限管理加算を算定できません。

サービス提供事業者は、休日・夜間緊急対応支援事業を提供した月の翌月以降の20日までに、障害保健福祉推進室に請求に必要な書類の提出を行います。（※電子請求ではありません。すべて紙面の提出です。）

ポイント①

休日・夜間緊急対応支援事業は、重度訪問介護Ⅲの単位と算定方法を適用します。そのため、単価（京都市内の事業者であれば10.6）は事業所の所在地により異なり、その地域の重度訪問介護の単価が適用されます。

平日：午前8時30分まで、午後5時15分から

土日祝日年末年始：終日

ポイント②

請求に必要な書類

- ①京都市障害者休日・夜間緊急対応支援事業費請求書（第3号様式）
- ②京都市障害者休日・夜間緊急対応支援事業費明細書（第4号様式）
- ③京都市障害者休日・夜間緊急対応支援事業サービス提供実績記録表（第5号様式）の写し
- ④利用者負担上限額管理結果票（京都市様式）（利用者負担上限額管理者のみ）

(6) 休日・夜間緊急対応支援事業費の支払い及び代理受領通知書の作成

休日・夜間緊急対応支援事業費の支払いは、請求した月の翌月15日までに支払われます。支払いがあったときは、障害福祉サービス費等と同様に、代理受領通知書を作成し、利用者に通知してください。